

Ⅱ 記載事項及び協議事項

凡例 **記載事項** : 防災計画書に記載及び明示する事項を示す。

協議事項 : 関係法令、指導及び助言を示す。

1 共通事項

記載事項

1 防災計画書の体裁等

(1) 用紙は再生紙の利用に努める。

(2) 防災計画書初版及び防災計画書訂正版

① A3版片面刷り、片とじ製本とし、2穴ひもとじとする

② 表紙の記載事項

(ア) 建築物名称

(イ) 建築主、代理者及び設計者の住所、氏名、担当者及び電話・FAX番号

(3) 防災計画書最終版

① A4版2折製本とする。

② 表紙は上質紙(コート紙を除く。)程度とし、色は次の通りとする。

(年度:西暦の受付年度とする。)

(ア) 奇数年度 : 白色

(イ) 偶数年度 : 灰色

③ 表紙の記載事項

(ア) 受付番号

(イ) 提出年月

(ウ) 建築物名称

(エ) 建築主及び設計者の住所、氏名、担当者及び電話番号

④ 背表紙の記載事項

(ア) 受付番号

(イ) 建築物名称

(ウ) 提出年月

(エ) 建築主

2 目次を作成し、ページ番号を記載する。

3 表示方法等

(1) 文字のサイズ等

9ポイント以上とし、太目及び濃目の読みやすい文字を使用する。

(2) 図面の縮尺

1/100、1/150、1/200、1/300、1/400、1/500、1/600 としA3版に各図が記載可能な最大のものとする。また、定規で測定不能な縮尺は使用しない。

① 付近見取図 1/1000～1/2500

② 配置図 1/100～1/500

③ 平面図 1/100～1/300 (大規模建築物は分割したものと全体がわかるもの)

(1/300 以下でも可)を添付。)

④ 断面図 1/100～1/400

⑤ 立面図 1/100～1/400

(3) 各図面には、名称、方位、縮尺を記載する。

4 議事録

防災担当課と協議した内容を示す議事録(様式5)を防災計画書の最初に綴じこむ。

2 建築物の概要

2-1 建築概要

記載事項

- 1 建築物名称
- 2 建築場所
- 3 地域地区、その他指定事項
(津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域に該当する場合はその内容も明示)
- 4 主要用途(消防法施行令別表第1による分類も明示)
- 5 敷地面積
- 6 建築面積、建ぺい率
- 7 延べ床面積、容積対象床面積
- 8 容積率(容積率の特例措置を使う場合は、その根拠を明示)
- 9 階数
- 10 高さ
 - (1) 建築基準法上の高さ
 - (2) 最高高さ
 - (3) 軒高
 - (4) 基準階の階高
 - (5) 高さ31mの位置
- 11 構造種別
- 12 駐車場
 - (1) 建築物 工作物
 - (2) 駐車台数、駐車場面積、
 - (3) 駐車方式(屋内、屋外、機械式、自走式)
- 13 施設規模の概要
 - (1) 共同住宅の住戸数、ホテルの客室数、劇場の客席数、店舗の売り場面積等
- 14 各階別床面積表
 - (1) 各階用途
 - (2) 建築基準法と消防法の面積が異なる場合は区別して明示する。
 - (3) 31mの位置及び31mを超える階を明示する。
- 15 特例制度等
 - (1) 建築基準法 総合設計制度 一団地認定 等
 - (2) 消防法 特定共同住宅 等

2-2 付近見取図

記載事項

- 1 方位、敷地、道路、公園等周囲の状況を記載する。
- 2 所轄消防署からの経路及び距離を記載する。
- 3 敷地周辺の状況が分かる写真の記載が望ましい。

2-3 建築計画概要

記載事項

- 1 建築物の全体計画を記載する。
 - (1) 建築主及び設計者が防災上配慮した事項
 - (2) 敷地の位置、敷地周辺の街並み及び道路の状況
 - (3) 敷地の形状及び高低差
 - (4) 建築物の用途、階数及び面積
 - (5) 建築物の所有形態及び管理形態
 - (6) 総務省令第40号に基づく特定共同住宅等の種別(該当する場合に限る)
- 2 概念図及びパースの記載が望ましい。

2-4 設備計画概要

記載事項

- 1 様式3(設備計画概要)を添付する。
 - ・電気設備
 - ・空調・換気設備
 - ・非常用照明・排煙設備
 - ・給排水衛生設備
 - ・ガス設備
 - ・昇降機設備
- 2 非常用エレベーターを設けない場合にあつては緩和根拠
根拠法令の他、31mを超える階の面積、区画、開口部措置等を記載する。
- 3 中圧ガス(都市ガス)を使用する場合にあつては下記について記載する。

- (1) 中圧ガスを使用する機器の名称及び設置場所
- (2) 建物引込部への緊急ガス遮断装置の設置の有無及び遠隔操作場所
- (3) 工業用ガス漏れ検知器の設置の有無とガス漏れ監視場所

4 以下を記載した図面を作成する。

- (1) 火気使用にかかる煙突・排気筒(ダクト)の平面図

火気使用する設備・器具の設置場所及び廃ガスの煙突・排気筒(ダクト)、排気方向を平面図に記載する。

協議事項

- 1 電気・水道・ガス等のライフラインは建物の重要な設備であり、防災計画上支障とならない様、平常時においても維持保全が適切に保てるように計画する。また、火災予防条例第3条第1項第20号に基づき、ガス配管は電気設備が設けられているパイプシャフト等には設けないように計画する。
- 2 煙突(燃焼機器に接続して廃ガスを屋外に排出するもの)には防火ダンパーを設けてはならない。防火区画等を通さないように計画すること。排気筒(排気フード等を介して自然又は強制的に機械で排気するもの)についても、防火区画等を通さないことが望ましい。
- 3 ガス給湯器をメーターボックス内に設置する場合は、燃焼ガスの排気方向を検証する。また、ガス給湯器をバルコニーに設置する場合は、設置位置及び燃焼ガスの排気方向が避難に支障を及ぼさないように計画する。
- 4 共同住宅等でガスを燃料とした調理器具を使用する台所には、ガス漏れ警報器を標準設置とし、ガスメーターを連動遮断させることが望ましい。
- 5 ガス遮断弁は、災害が発生した際、消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるように努めること。
- 6 昇降機設備については次による。
 - (1) 乗用、人荷用、寝台用エレベーターは、火災管制及び停電管制を行う。
 - (2) エレベーターの1基については、救急搬送等を考慮し、建築安全条例第47条に定める、かごの奥行きが2m以上又はトランク付の構造とし、呼び戻し装置を設けること。なお、かご内にかごを待機させるためのキースイッチを設けることが望ましい。
 - (3) 旅館、ホテル及び共同住宅に設置する非常用エレベーターのかごの奥行きは2m以上又はトランク付の構造とする。ただし、前(2)で常用エレベーターが同様の構造となっているものがある場合は除く。
 - (4) (2)又は(3)によりエレベーターをトランク付きとする場合は、救急隊が円滑に活動できるよう段差のない「フロー型」とし、床からの高さは1.2mとする。
 - (5) 高さ31mを超える建築物では、利用者及び入居者の動線上エレベーターは重要な移動手段となる。故障・点検等での停止を考慮し、複数台設置が望ましい。
 - (6) 非常用エレベーター設置の場合、一般エレベーターについても停電時は発電機による保安負荷運転を考慮することが望ましい。
 - (7) 建基政令第129条の13の2第3号の規定を適用されたものにあっても、病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置することが望ま

しい。

7 感震ブレーカーの設置

地震発生時には電熱器具等からの出火や地震に伴う停電からの電気復旧時に断線した電気コード等からの出火が予想されることから、感震ブレーカー（簡易タイプを除く）の設置に努めること。

8 太陽光発電設備における表示

太陽光発電設備が設置される場合は、災害時の感電危険を低減するために、太陽光発電機器及び消防隊員の進入経路上で太陽光発電機器を設置している部分に至る入口等の見やすい箇所に表示等を行うこと。

3 防災計画基本方針

3-1 防災計画上の特徴

記載事項

- 1 建築主及び設計者の防災理念を記載する。
- 2 建築物が備えるべき必要条件を明らかにし、建築主及び設計者が防災計画上、特に防災上配慮した内容を記載する。
- 3 配置、平面計画、避難計画、防災設備計画及び消防設備計画等の基本方針を記載する。
- 4 風水害、地震災害に関して配慮した内容を記載する。また、高さが60mを超える建築物、いわゆる超高層建築物の場合は、長周期地震動対策として配慮した内容を記載する。
- 5 高齢者、障害者など災害弱者に配慮した内容を記載する。
- 6 防犯に関して配慮した内容を記載する。

協議事項

- 1 関係法令の遵守のみにとどまらず、より安全性の高い建築物を目指した計画とする。
- 2 高齢者、障害者など災害弱者に配慮した計画とする。
- 3 風水害、地震等の自然災害及び防犯に配慮した計画とする。また、超高層建築物の場合は、長周期地震動に配慮した計画とする。
- 4 南海トラフ地震による津波浸水被害が想定される地域については、防災センター等及び非常電源等の設置場所に配慮した計画とする。
- 5 洪水浸水想定区域図に基づく想定浸水深及び浸水継続時間を確認し、大雨等の発生時に、建築物内の電気設備が浸水し、停電が長時間継続することによりエレベーター、給水設備等のライフラインが使用不能とならないよう電気設備は浸水するリスクが少ない場所へ配置した計画とすることが望ましい。ただし、高い場所へ配置することが困難な場合は、止水板の設置等の浸水を防ぐ計画とする。

3-2 敷地と道路

記載事項

- 1 付近見取図に次の事項を記載する。
 - (1) 敷地の位置
 - (2) 所轄消防署の位置及び経路
- 2 配置図及び避難階平面図に次の事項を記載する。
 - (1) 道路、広場、敷地内の通路及び屋外への出口並びにそれらの幅員
 - (2) 公設消火栓又は防火水槽の位置
 - (3) 消防隊進入経路及び避難経路
 - (4) 防災センター又は管理室の位置
 - (5) 消防用設備等(送水口、採水口等)の位置
 - (6) 非常用エレベーターの位置

協議事項

- 1 公設消火栓の位置を考慮し、連結送水管、スプリンクラー設備及び連結散水設備等の送水口、並びに消防用水及び防火水槽の採水口の位置を有効に利用できる場所に計画すること。
- 2 一敷地内に複数棟の建築物を計画する場合や、増築又は用途変更を行う場合は、既設建築物も考慮した防災計画を行う。

3-3 避難階の位置

記載事項

避難階が2以上ある場合や、屋上一時避難広場及び低層部屋上を経由して避難する場合は、断面図を記載する。

協議事項

- 1 避難経路は日常的に使用する経路と同一であることが望ましい。また、誘導方法や動線計画は、単純明快なものとする。
- 2 敷地内の避難用通路は、他の用途の部分と重複せず有効幅員1.5mを確保する。車路等と重複する場合は、避難用通路であることを明確にする。
- 3 避難上有効なバルコニー等からの避難用通路は、審査基準Ⅱ-3による。

3-4 防火区画、防煙区画及び令第8条区画等

記載事項

- 1 防火区画及び防煙区画の設定方針を記載する。
(用途区画、面積区画、堅穴区画、令114条の間仕切壁、令117条の区画、安全区画、消防法施行令第8条の区画等。)
- 2 平面図に記載する事項
 - (1) 防火区画、防煙区画の位置及び排煙方法(告示の適用)の区別
 - (2) 防火設備の種別
 - (3) 階段の範囲、たれ壁の高さ及び位置
 - (4) 屋外避難階段から2mの範囲
- 3 断面図に記載する事項
 - (1) 吹き抜けの部分、エスカレーターの部分
 - (2) 防火区画及び防煙区画のうち平面図で不明確な部分
 - (3) その他防災上重要な部分
- 4 詳細図に記載する事項
 - (1) 防火区画及び防煙区画のうち平面図及び断面図で不明確な部分
 - (2) その他防災上重要な部分
- 5 延焼のおそれのある部分及び当該部分の防火設備の種別を記載する。

協議事項

- 1 用途区画を行う場合は、用途毎に独立した避難経路を確保することが望ましい。
- 2 防火区画については、シャッターなどを多用せず、耐火構造の壁で構成することが望ましい。やむを得ずシャッター等を設ける場合は閉鎖障害が起こらないような適切な措置を講じること。
- 3 昇降路を令第112条第11項(堅穴区画)の定めにより区画する場合は、国土交通大臣認定の遮煙及び遮炎性能を持ったエレベーター扉により区画するかエレベーター扉の前に令第112条第19項第二号による防火設備を設けて区画する。
- 4 昇降路とエレベーター乗降ロビー等の空間を一体化して堅穴区画を行う場合は、複合型堅穴区画となり、乗降ロビー等に設ける防火設備は国土交通大臣の認定が必要であるので認定条件との整合性の検討を行う。
- 5 令第129条の13の2第1項第3号の定めにより非常用エレベーターの設置を要しない場合は、31mを超える階のエレベーター扉は、特定防火設備とする。また、当該扉が開放性の無い部分にある場合は、遮煙性能を有する特定防火設備とする。
- 6 エスカレーターの部分及び吹き抜けの部分は、令第112条第11項に定める区画を行うとともに、それらの部分に面する開口部の上部には固定式の防煙たれ壁(高さ30cm以上)を設置する。
これは、煙溜りを作ることにより煙感知設備を的確に作動させるためであり、防火設備が機能するまでの間に、煙の拡散及び伝播を遅らせるためにも有効である。
- 7 空気調和・換気用の堅ダクトは上階への煙の伝播経路となりうるので、堅ダクトの不要な各階ユニット方式を採用する。やむを得ず堅ダクトの必要な空気調和・換気方式とするとき

は、ダクトは、防火区画されたダクトスペース内に納める。配管類の防火区画貫通部は、令第112条第20項及び令第129条の2の4第1項第七号による工法とする。

- 8 空気調和・換気用の縦ダクトに煙感知器連動のダンパー（SFD）を各階のスラブで取り付ける場合、火災階からみて直上、直下の位置にあるSFDがともに煙感知器連動で閉鎖される機構を採用する。これは、フラッシュオーバー時に火災室の圧力が上昇し、煙が下階へ押し出されることを防止するためである。
- 9 防災センター、自家用発電機室及び非常用エレベーター機械室等の防災関係機械室の換気設備は、SFDの不要な方式とする。
- 10 空気調和設備及び換気設備等は、避難経路に煙が流入及び滞留しないよう計画する。
- 11 排煙種別の異なる室間の防煙区画については、主事要領ii-14による。
- 12 天井チャンバー方式による排煙設備は、換気口、照明設備等をモジュール化したシステム天井の開口部から均等排煙するプレナムチャンバー方式に限り認められるので、天井面の一部に開口部を設ける局所的な天井チャンバー方式は認められない。
- 13 危険物を扱う室、ガスメーター室、ボンベ庫等の換気については単独系統とすること。
- 14 屋外階段には、令第112条第11項の区画が必要である。審査基準II-2。
- 15 屋外避難階段から2mの範囲には、ガス給湯器を設置しないことが望ましい。
- 16 廊下に面するトランクルーム、物入れの区画は、主事取扱ii-20による。
- 17 消防法施行令第8条の区画は技術基準、特定共同住宅等の位置、構造及び設備は平成17年消防庁告示第2号による。
- 18 中庭型ビル（平面形状がロの字型、コの字型のビル）の中庭部分に面する開口部については、法第2条第九号の二に規定する防火設備を設置すること。ただし、開口部間の距離が10m以上離れている場合はこの限りではない。
- 19 全館避難安全検証を行うことにより、令第112条第11項の区画の適用除外が認められた階段、吹抜き等であっても、防煙区画の設置等の消防活動に配慮した計画とすることが望ましい。

3-5 避難計画及び安全区画

記載事項

- 1 安全区画及び避難経路の設定方針を記載する。
- 2 安全区画の間仕切り、建具、内装の仕様を記載する
- 3 階段の名称、種類（特別避難階段、避難階段、屋外避難階段、直通階段）及び幅員等を明示する。
- 4 平面図に明示する事項
 - (1) 安全区画の次数、幅員及び面積
 - (2) 建具の位置及び幅員
 - (3) 階段の幅員及び附室の面積
 - (4) 避難上有効なバルコニー及び屋外通路の幅員並びに避難器具の仕様等
 - (5) 階段からの避難用通路の幅員及び構造
 - (6) 避難動線

協議事項

[避難計画]

- 1 各居室からの避難は、他の居室を経由せずに直接安全区画へ避難できることが望ましい。
- 2 日常的にエレベーター及びエスカレーターを使用する建築物では、利用者に階段の位置をわかりやすくし、非常時に円滑な避難のできる計画とする。
- 3 集会場、宴会場及び劇場等で不特定多数が利用する場合は、独立した専用の避難経路を確保することが望ましい。
なお、集会場の取扱は、主事取扱 ii -05 による。
- 4 火災予防条例第 49 条第 2 項の二方向避難経路におけるバルコニーの幅員は、車椅子利用者等の避難を考慮して 80 cm 以上とする。また、消防法施行令別表第 1 (6) 項に掲げる建築物及び 60m を超える高層建築物のバルコニー等を経由する避難経路については、居室等を経由することなく、バルコニーから直接、階段室（附室）に到達できる外気に有効に開放された避難経路とする。
- 5 階段は、防災上、避難上より有効な特別避難階段、屋外避難階段又は消防庁告示第 7 号階段の設置に努めること。屋外避難階段と開放廊下の間には、防煙垂れ壁（高さ 35cm 以上）を設置すること。また、二方向避難の趣旨を踏まえ、同一の階段室で二方向から昇降できる階段（いわゆるエクス階段）は、採用しないことが望ましい。
- 6 避難時における安全確保の観点から、居室の面積にかかわらず、2 以上の直通階段をバランスよく設置することが望ましい。やむを得ず、避難上有効なバルコニー等を設ける場合には、固定タラップ等を設置する。詳細は、審査基準Ⅱ-3 による。ただし、固定タラップ等がバルコニー手すりへの足がかりにならないように設置すること。
- 7 2 以上の直通階段及び特別避難階段の設置を必要とする建築物において、令第 122 条第 1 項ただし書適用により特別避難階段の設置の免除を受ける場合には、避難階段とする。
- 8 屋内に設ける敷地内の通路は、主事取扱 ii -16 による。

[安全区画]

- 1 避難の用に供する通路、廊下等（以下「避難経路」という。）は、次に掲げる場合を除き、安全区画とする。
 - (1) 便所及び洗面所で次の各号に該当する場合
 - ① 避難経路とは防煙区画を行う。
 - ② 壁及び天井の下地及び仕上げを不燃材料とする。
 - (2) メーターボックス、配管スペース等で次の各号に該当する場合
 - ① 物置等の他の用途に使用しない。
 - ② 当該部分と他の部分を 2 (1) の不燃間仕切りで区画する。
 - ③ 壁及び天井の下地及び仕上げは不燃材料とする。
 - ④ 扉及び窓は、不燃材料で作られ、通常閉鎖された状態で使用する。
- 2 安全区画は、次の各号に定める構造とする。
 - (1) 安全区画と居室及び室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切り（以

下「不燃間仕切り」という。)で区画する。また、不燃間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造る。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とする。

- (2) 安全区画に面する居室、室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で作られた扉及び窓（以下「不燃扉等」という。）を設置する。ただし、共同住宅の屋外開放廊下に面する窓は防火設備とする。

不燃扉等にガラリを設ける場合は、主事取扱 ii-14 による。

- (3) 自然排煙設備又は機械排煙設備を設置する。避難経路には、告示第 1436 号（平成 12 年）の規定は適用できない。

3-6 防災設備の計画概要

記載事項

火災進行(感知・通報→初期消火→避難→延焼防止→本格消火)に伴う、防災設備(消防用設備、防火区画等)との関係を明示する。

協議事項

- 1 防災設備を建築物の用途、規模、形態による防火特性と総合的、有機的に結合し、有効に機能するよう計画する。防災上、これらの諸設備が非常時にその機能を果たすように日常の維持管理体制を確立する。
- 2 スプリンクラー設備は、過去の火災時における奏功例から見て、きわめて信頼性の高い自動消火設備であるので積極的に設置するよう計画する。
- 3 アトリウム等のような特殊な空間については、その空間特性を解析し、最もふさわしい防災設備を設置する。

3-7 防災設備機器一覧表

記載事項

- 1 建築物が複数棟ある場合には、棟毎に記載する(屋外機械式駐車場についても同様とする)。また、消防法施行令第8条の区画がある場合も、同様とする。
- 2 各階及び屋上の各種防災設備機器の設置状況を防災設備機器一覧表(様式4)に明示する。
 - (1) 様式4の各項目は、該当するものが無い場合でも削除しない。
 - (2) 記載上の注意事項
 - ① 義務設置は「●」 任意設置は「○」 指導設置は「◎」と明示する。
 - ② 収容人員は、消防法施行規則第1条の3によって算定する。
 - ③ 無窓階は、消防法施行規則第5条の2(消防法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第12号)の施行日(平成31年10月1日)以降は第5条の3)によって判断し、「有窓」「無窓」と明示する。(資料として、計算根拠を記載する。)
 - ④ 耐火性能 耐火時間を明示する。
 - ⑤ 内装制限 準不燃材料は「準」、不燃材料は「不」を明示する。
 - ⑥ 火炎伝送防止装置の種別を明示する。(火災予防条例第9条の2。)

協議事項

消防用設備等の詳細については、工事整備対象設備等着工届出書または消防用設備等工事計画届出書により別途審査する。

3-8 内装計画

記載事項

- 1 内装計画の方針を記載し、主要な室の内装計画の一覧表を記載する。
 - (1) 下地及び仕上げの準不燃または不燃の区別を明示する。
 - (2) 使用する材料名を明示する。(壁紙、塗装、吹付け材、石こうボード等)
- 2 下地及び仕上げに不燃材料の使用が要求される室については、全ての室の内装を明示する。
- 3 カーテン、じゅうたん等の防災性能を明示する。

協議事項

- 1 内装の不燃化は、出火防止、延焼拡大防止、発煙量の減少及びフラッシュオーバーの遅延上有効であるため、天井、壁、間仕切等、全般的に不燃化をはかり、準不燃材料以上の仕上げとする。

また、スプリンクラー設備が設置されていても同様に不燃化に努め、準不燃材料以上の仕

上げとする。

2 カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用する。

特にホテルや旅館、社会福祉施設など就寝施設では、寝具類等についても原則として防災製品を使用する。

3 事務室などで使用する、机、いす、パーテーション、ロッカーその他の備品は、不燃材料または準不燃材料で造られたものを使用する。

4 前2項の様に、建築工事以外で設置するものについては、建築計画時から建築物の管理者及び使用者とも十分に調整を図り、内容を引き継ぐ。

5 避難方向を認知させるため、避難口の扉等には緑色の表示及び床面には、他の部分と明確に区別できる表示をする。

3-9 危険物の貯蔵取扱い計画

記載事項

- 1 危険物の貯蔵、取扱いの目的を記載する。
- 2 危険物の類、品名、水溶性の場合は「水溶性」及び数量を記載する。
- 3 貯蔵又は取り扱う場所を平面図等に明示する。

協議事項

危険物施設等の詳細については、設置許可申請書等により別途審査する。

3-10 特記事項

記載事項

- 1 前記の各項目以外に、防災上特に記載すべき事項を記載する。
- 2 避難安全検証法、耐火性能検証法を用いる場合は、設計方針を記載する。
- 3 アトリウム等においては、当該計画における空間特性、利用形態、法に抵触する事項、それに対する防災設備の概要等を記載する。

4 火災の発見、通報及び避難誘導

記載事項(共通事項)

- 1 消防用設備等の平面図等に各設備の設置位置を明示する。
- 2 特殊な設置方法(複数棟及び受信機が複数設置される場合等)とする場合はフローチャートを記載する。

4-1 自動火災報知設備(共同住宅用自動火災報知設備)

記載事項

- 1 受信機、感知器の種類、警戒区域、発報の表示の方法等を記載する。
- 2 系統図、設備図及び作動フローチャートを記載する。
- 3 感知器の位置は省略し、警戒区域で明示する。

協議事項

- 1 火災を自動的に早期発見することにより、初期消火、消防機関への通報、安全避難、自衛消防隊等の初動措置が有効にできるよう設置計画をする。
- 2 受信機等は総合操作盤において運用できるよう計画する。
- 3 自衛消防隊の活動が速やかに行えるよう、必要に応じ副受信機を設置する。
- 4 消防隊の進入経路において、管理上施錠する必要のある扉については、自動火災報知設備連動で解錠する構造となるよう計画する。
- 5 自動火災報知設備の適正な機能維持を図るため、共同住宅用自動火災報知設備を設置しない場合でも、住戸等の外部から感知器に係る機能の点検が可能な遠隔試験機能付きの自動火災報知設備又は自動試験機能付きの自動火災報知設備を設置することが望ましい。

4-2 非常電話

記載事項

- 1 非常電話の設置位置、操作、表示の方法等を記載する。
- 2 系統図及び設備図を記載する。

協議事項

火災発生時における在館者からの防災センターへの早期通報、消火活動時における消防隊と防災センターとの連絡等が有効に行えるよう計画する。

- (1) 水平距離50メートル以下となるよう各階に設置すること。また、非常電源を附置する。
- (2) 総合操作盤において運用できるよう計画すること。
- (3) 放送設備の起動装置としない。

4-3 消防機関へ通報する火災報知設備

記載事項

消防機関へ通報する火災報知設備の種類、設置位置及びシステム概要等を記載する。

協議事項

旅館、ホテル、病院、社会福祉施設等は、火災が発生した場合、早期に消防機関へ通報できるよう計画する。

- (1) 防災センター以外にも常時人のいる場所には遠隔起動装置を設けることが望ましい。
- (2) 総合操作盤において運用できるよう計画すること。
- (3) 総合操作盤の設置対象物については、設置義務がない防火対象物でも設置することが望ましい。

4-4 放送設備（非常放送）

記載事項

- 1 非常放送設備の操作方法、放送区域を記載する。（スピーカーの位置は省略する。）
- 2 系統図、設備図及び作動フローチャートを記載する。

協議事項

建物の在館者に火災の発生、避難誘導等を音響及び音声によつて的確に放送できるよう設けるもので、操作部スピーカーの配置等効果的に計画する。

- (1) 就寝施設及び共同住宅においても、プランや使用形態によっては放送設備の設置について計画する。
- (2) 建物の管理形態により、自動火災報知設備の副受信機を設置する場合、同一場所に放送設備の副操作部を設置する。
- (3) 総合操作盤において、非常放送を行えるよう計画すること。

4-5 非常用の照明装置及び誘導灯

記載事項

- 1 誘導灯又は灯具の種別、種類、取付方法及び点灯方式等を記載する。
- 2 系統図、設備図及び作動フローチャートを記載する。
- 3 非常用照明及び誘導灯設置図を記載する。(非常用照明については平面図に設置する部分を着色するのが望ましい。)

協議事項

- 1 非常用照明及び誘導灯は、火災時及び停電時に在館者が迅速かつ安全に避難できるよう配置し、避難上有効な照度及び点灯方式等とする。
- 2 階段通路誘導灯を非常用照明により代替する場合は、階段室の一般照明を常時点灯型とする。(センサーによる点灯可。) また、非常用照明の予備電源容量は60分以上とし、停電時に予備電源により即時点灯させる。
- 3 避難口誘導灯は、用途に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯又は点滅型誘導灯(以下「点滅型誘導灯等」という)を有効に設置する。(放送設備を設置する場合は点滅型とする。)
- 4 点滅型誘導灯等の点滅機能又は音声誘導機能の起動範囲は、自動火災報知設備の火災警報の報知区域と整合を図る。
- 5 非常用照明の予備電源として蓄電池を別置とした場合は各階に分電盤を配置し、常用電源の部分停電時においても即時に予備電源に切り替え点灯させること。
- 6 ポンプ室、ボンベ室、アラーム弁室等に非常照明を設置すること。

5 避難計算

協議事項(共通事項)

- 1 居室避難時間、廊下避難時間及び階避難時間が許容時間以内となること並びに廊下及び附室の計画面積が必要面積以上になることを確認する。
- 2 1に関して、この章で定める以外の事項は、建築センター指針の第5章5-4避難計算による。

5-1 避難計画の概要

記載事項

- 1 避難計算を行った階及び省略した階の判断根拠を記載する。
- 2 避難計画の概要を記載する。
 - (1) 各階から避難階までの動線(断面図(模式図))
 - (2) 階段の幅員、踏面、蹴上げ寸法
- 3 各階の主要用途、避難対象人員及びその計算根拠を一覧表に記載する。
 - (1) 避難計算用人口算定密度
 - (2) (1)によらない場合は、実数及びその根拠
 - (3) 住宅の寝室及びホテルのベッド数等
- 4 平面図に次の事項を明示する。
 - (1) 安全区画の範囲
 - (2) 仮想出火点
 - (3) 居室から階段に至る避難経路及び幅員
 - (4) 扉の有効幅員
 - (5) 扉までの歩行距離
 - (6) 廊下及び階段の付室など滞留部分の範囲及び有効面積
 - (7) 避難用バルコニーの位置及び幅員並びに避難器具の位置及び種類

協議事項

- 1 避難計算の対象とする階

避難計算の対象とする階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

 - (1) 用途、床面積及び平面計画がいずれも同じ階（以下「基準階」という）のうち避難対象人数の最大の階。
 - (2) 用途、床面積又は平面計画のいずれかが異なる階（以下「特殊階」という）の全ての階。
ただし、特殊階の1の階の避難計算を行った結果、それ以外の階で明らかに避難上有利になる階がある場合は、当該階の避難計算を省略することができる。
 - (3) 避難階で、床面積が100㎡を超え、かつ人口密度が0.5人/㎡を超える居室が有る階。
- 2 階避難の計算を省略することができる階

階避難の計算を省略することができる階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

 - (1) 共同住宅の住戸若しくはホテルの客室のみを有する階で、床面積が500㎡以下の階又はスプリンクラー設備を設置した階。ただし、高齢者など避難に支障のある者が利用する階を除く。
なお、ホテルの客室のみを有する階には、用途上必要なリネン室、配膳室及び喫煙室などの小規模な室を含む。
また、避難に支障のある者とは、自ら歩行することが困難な者で介助を必要とする者、補助器具を必要とする者、車椅子を使用する者などを言う。
 - (2) 病院、診療所、児童福祉施設等の用途に供し、次の①から③に該当する構造とした階。
 - ① スプリンクラー設備を設置する。
 - ② 当該階の平面を避難上有効に2以上に分割し、準耐火構造の床若しくは壁及び令第112条第19項第一号に定める特定防火設備で区画する。
なお、避難上有効に分割するとは、分割された部分の避難人数がほぼ等しく、異なる

区画への避難が安全に行えることが居室避難及び廊下避難の計算により確認できることを言う。

③ ②で区画した各々の部分からは、出火部分を通過せず、安全に階段まで到着できる。

3 避難対象人数

避難対象人数は、建築センター指針の定めによる。ただし、次の各号のいずれかの場合を除く。

- (1) 飲食店、会議室等で座席のレイアウトを計画している場合でも、建築センター指針の定めにより求めた人数が多い場合には、当該数値を用いる。ただし固定席の場合を除く。
- (2) テナントビル等で用途が不確定な場合には、避難人数が最大となる用途と仮定して計算する。
- (3) 建築センター指針に定めが無い場合及び建築センター指針の定めを用いない場合は、その根拠を明確にするとともに、避難計算上安全側となる数値を用いて計算する

避難計算用人口算定密度（建築センター指針P.131 表2.5.5より抜粋）

建築用途	対象部分	人口密度 (人/m ²)	備考
百貨店 スーパーマー ケット 商業ビル等	連続式店舗の場合 ・売り場	0.5 (注)	厨房はホテルに準じる
	独立式店舗の場合 ・飲食店舗	0.7	
	・売場	0.5	
	・通路	0.25	
	・集会場	1.5	
事務所ビル	一般事務室		45m未満もこの値とする
	・高さ45m以上のビル	0.125	
	・高さ45m未満の自社ビル	0.16	
	・高さ45m未満の貸ビル	0.25	
	会議室 400 m ² 以上	1.5	
会議室 400 m ² 未満	0.6		
食堂・飲食店	0.7		
ホテル・旅館	客室 (洋室)	0.5	ベッド数
	客室 (和室)		収容可能人数
	レストラン		実態または想定による
	厨房		
	宴会場 (洋室)	1.0	
宴会場 (和室)	1.0 人/畳		
共同住宅	住戸	1.5	寝室数+1人
	集会場		

(注) エスカレーター部分と通路を含む売場の有効部分全体に対する密度。

5-2 避難計算

記載事項

- 1 次の避難計算の結果を評価表として記載する。
 - (1) 居室、廊下及び階の避難時間の計算根拠及び評価
 - (2) 廊下及び附室の滞留人数及び面積の計算根拠及び評価
- 2 避難計算グラフを記載する。
- 3 前2項の評価結果に基づく考察を記載する。

協議事項

- 1 居室の歩行速度は、次の通りとする。(建築センター指針P. 134)

ただし、高齢者など避難に支障のある者が利用する場合は、0.5m/sec とする。なお、避難に支障のある者とは、自ら歩行することが困難な者で介助を必要とする者、補助器具を必要とする者、車椅子を使用する者などを言う。

 - ① 1.3 m/sec 事務所、学校等
 - ② 1.0 m/sec 共同住宅、百貨店、ホテル、一般の集会室等の不特定数の用途部分
 - ③ 0.5 m/sec 密度の高い(1.0 人/m²以上)用途部分、共同住宅及び病院等で避難に支障のある者が使用する部分
- 2 廊下の歩行速度は、1.0m/sec とする。(建築センター指針P. 142)
- 3 居室避難の評価は、次の通りとする。なお、床面積が 100 m²以下かつ人口密度が 0.5/m²未達の居室については、居室避難時間のチェックを省略することができる。ただし、階避難計算の際には、省略することができない。(建築センター指針P. 132～)

居室避難時間 (T 1) ≤ 居室許容避難時間 (rT 1) = 2~3√ A1

A1 : 出火室の面積 (m²)

2 : 天井の高さが 6 m未達の居室またはその部分

3 : 天井の高さが 6 m以上の居室またはその部分
- 4 出火点及び出火室の想定は、次の通りとする。(建築センター指針P. 136、P. 141)
 - (1) 居室避難の評価を行なう場合の出火点は、当該居室からの避難が最も不利となる出口を使用不可とする。ただし、200 m²以下の居室、または喫煙を含む火気使用のない居室などでは、すべての出口が避難に使用できるとしてもよい。
 - (2) 階避難の評価を行う場合の出火室は、当該階からの避難が最も不利となる室とする。
- 5 廊下避難時間及び階避難時間は、次の通りとする。(建築センター指針P. 128)

廊下避難時間 (T2) ≤ 廊下許容避難時間 (rT2) = 4√ (A 1 + 2)

階避難時間 (Tf) ≤ 階許容避難時間 (sTf) = 8√ (A 1 + 2)

(A 1 + 2) : その階の全ての居室及び廊下の面積の合計 (m²)
- 6 滞留人数の計算は、次の通りとする。(建築センター指針P. 146)
$$mN = P t (t e - t m / t e - t s)$$

P t : 避難人数 (人)

t m : 滞留人数が最大となる時刻 (sec)

t s : 流出の開始時刻 (sec)

t e : 流出の終了時刻 (sec)

7 滞留人数の評価は、次の通りとする。(建築センター指針P.128)

$$mA2 = 0.3mN2$$

$$mA3 = 0.2mN3$$

$mA2$: 廊下などの第一次安全区画の必要面積 (㎡)

$mN2$: 廊下などの第一次安全区画の最大滞留人数 (人)

$mA3$: 附室やバルコニー等の第二次安全区画の必要面積 (㎡)

$mN3$: 附室やバルコニー等の第二次安全区画の最大滞留人数 (人)

8 避難計算を行った結果、居室避難時間、廊下避難時間及び階避難時間が許容時間以内にならない場合並びに廊下及び附室の計画面積が必要面積以上にならない場合は、次の各号のいずれかとする。

(1) 許容時間以内及び必要面積以上となるよう平面計画及び避難計画の見直しをする。

(2) 当該階を「5-1 避難計算の概要」協議事項 2 (2)」に定める構造の階とする。

9 居室避難評価表

計 算 項 目		計算式等 (居室毎に評価)
居室面積	$A1$ (㎡)	
居室人口密度	ρ (人/㎡)	建築センター指針表 2.5.5 等
避難対象人数	P (人)	$A1 \times \rho$
出口扉幅の合計	W (m)	
避難扉幅の合計	ΣW (m)	W - 使用出来ない出入口扉幅
居室避難時間 $T1 = \max\{t11, t12\}$	出口通過時間 $t11$ (sec)	$P / 1.5 \times \Sigma W$
	室内歩行時間 $t12$ (sec)	歩行距離 / 歩行速度
居室許容避難時間	$rT1$ (sec)	$2\sqrt{A1}$
評 価		$T1 \leq rT1$

10 廊下及び階避難評価表

計 算 項 目		計算式等 (階段毎に評価)
廊下避難時間	$T2$ (sec)	避難計算グラフによる
廊下許容避難時間	$rT2$ (sec)	$4\sqrt{(A1+2)}$
評 価		$T2 \leq rT2$
階避難時間	Tf (sec)	避難計算グラフによる
階許容避難時間	sTf (sec)	$8\sqrt{(A1+2)}$
評 価		$Tf \leq sTf$

11 滞留面積評価表

計 算 項 目	計算式等 (階段毎に評価)
廊下内最大滞留人数 (人)	避難計算グラフ又は計算式による
必要廊下面積 (㎡)	人数×必要滞留面積 0.3(㎡/人)
設計廊下面積 (㎡)	滞留に有効な部分
評 価	設計廊下面積≥必要廊下面積
付室内最大滞留人数 (人)	避難計算グラフ及び計算式による
必要付室面積 (㎡)	人数×必要滞留面積 0.2(㎡/人)
設計付室面積 (㎡)	滞留に有効な部分
評 価	設計付室面積≥必要付室面積

6 排煙及び消防活動

6-1 排煙設備の概要

記載事項

- 1 排煙方式は、居室、避難経路、非常用エレベーターの乗降ロビー及び、特別避難階段の付室等の各部分毎に次の事項を記載する。
 - (1) 機械排煙又は自然排煙の区分
 - (2) 令、告示及び避難安全検証法の適用の有無

協議事項

- 1 令、告示の適用に当たっては、居室、室、階又は高さ等により適用の制限があるので注意する。
- 2 避難経路には、自然排煙設備又は機械排煙設備を設置する。避難経路には、告示第 1436 号 (平成 12 年) の規定は適用できない。
- 3 自然排煙と機械排煙との防煙区画は、不燃間仕切壁とする。
- 4 火災発生時にあっては、空気調和・換気システムが作動していると煙は攪乱され、排煙設備の排煙効果が著しく低下するとともに、外気の供給により火勢が助長されることとなるので、空気調和・換気システムを速やかに停止するようにする。
- 5 自然排煙方式は、外部の気象条件やビル風によって、その排煙効果に大きな影響を受けるので、特に高層建築物では排煙の有効性につき十分注意する必要がある、自然排煙口が風圧帯に位置する場合や、ビル風などの特性が不明の場合は、機械排煙方式で計画する。
- 6 光庭等を有する中庭型の高層建築物では、中庭に面して開放廊下や屋外階段等が設置され、避難経路となっている場合が多いので、中庭の上部開口の排煙効果を考慮して、下部に給気のための有効な開口を設ける。また、中庭に面した開放廊下側に換気設備等の開口部を設けない平面計画が望ましく、設ける場合には防火ダンパー等の防火設備の設置を検討する。

- 7 高層建築物では、火災時に在館者が避難するのに時間を要することなどから、階段を長時間にわたって煙汚染から防御する必要がある。従って、特別避難階段の付室の排煙システムとして、附室強制給気方式等を検討する。
- 8 排煙時に、大区画部分と小区画部分との間の極度の圧力差により、避難扉等の開閉が困難となる場合がある。従って、防煙区画の設定にあたっては、区画相互間のバランスを考慮し、均等に分割するように計画する。

6-2 機械排煙

記載事項

- 1 排煙系統区分及び防火ダンパーを明記した機械排煙設備の系統図を記載する。
- 2 排煙口、手動解放装置、排煙ダクト及び防火ダンパーを明記した機械排煙設備の平面図を記載する。
- 3 天井チャンバー排煙方式の場合には、天井裏の梁、空気調和・換気用ダクト及び配管等の状況を示す説明図及び天井伏図を記載する。

協議事項

- 1 非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段の付室の排煙系統は、排煙機も含め、それぞれ独立したものとする。
- 2 非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙設備の構造方法は告示第697号(平成28年)による。
- 3 排煙主ダクトは、原則として防火区画された専用ダクトスペース内に納め、排煙主ダクトには防火ダンパーが不要な計画とする。主ダクト以外の排煙ダクトが防火区画を貫通する部分には防火ダンパー(温度ヒューズ 280℃)を設置する。やむを得ず排煙主ダクトを防火区画された専用ダクトスペース以外に設置する場合は、その部分を耐火ダクトとする。
- 4 排煙口の手動開放装置は、避難出口付近の見やすい位置に設ける。特に、物販店等では商品や陳列台の配置等との位置関係に注意する。
- 5 排煙区画が曲折することにより1の排煙口では有効な排煙が期待できない場合は、2以上の排煙区画に分けることを検討する。
- 6 天井チャンバー方式の場合には、天井全体から均等に排煙するために必要な天井開口面積、ダクトワーク等を検討すること。
- 7 防災センターを設置する場合は、排煙口は防災センターから遠隔起動できるように計画する。
- 8 屋上緊急離着陸場等を設置する場合、排煙口は当該部分から10m以上の離隔を取ること。

6-3 非常用進入口

記載事項

- 1 非常用進入口を各階平面図に明示する。
- 2 非常用進入口に強化ガラス、合わせガラス等を使用する場合は、種類、厚さ、建具の構造及びバルコニー等の作業足場の構造を明示する。

協議事項

- 1 消防隊が効果的に人命救助及び消火活動を行うため有効な位置に非常用の進入口を設置する。
特に大規模又は不特定多数が利用する建築物では、非常用進入口に代わる開口部は設置せず、出来る限り非常用進入口を設置する。
- 2 非常用進入口及び非常用進入口に代わる開口部に使用するガラスの種類及び厚さは、技術基準による。

6-4 非常用エレベーター

記載事項

- 1 設置場所及び乗降ロビーへの進入経路を明示する。

協議事項

- 1 避難階に乗降ロビーを設置する場合は、令第129条の13の3第3項の構造とする。
- 2 乗降ロビーの平面は、正方形に近い形とし、最短辺は2.5m以上確保する。
- 3 乗降ロビーの出入口に設ける特定防火設備は、開き戸とし、ホース通過口を設置する。
- 4 乗降ロビーに設ける、給気風道の外気取入口は給気誘引部で摩擦抵抗が大きくなるないように適切に分散設置する。やむを得ず外気取入口が1ヶ所となる場合は、給気風道の下部側に設置する。
- 5 非常用エレベーターは、消防活動に用いるものであることから、避難階では屋外から他の用途の居室を経由しない経路を確保する。また、防災センターに近接した場所に設置する。
- 6 非常用エレベーターを複数台設置する必要がある場合は、消防活動上、有効な間隔を保って計画する。
- 7 非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む）は、非常用エレベーター2基以内毎にその他の部分と耐火構造の床及び壁で区画する。

- 8 非常用エレベーターの各階の乗降ロビー内の見やすい位置に、避難階における避難経路を示した図（サイズA3以上）を掲示する。なお、避難階の平面図に朱線で避難経路を示し、「非常の場合は、1階で図示のとおり避難してください」等を明示する。
- 9 非常用エレベーターのキーは防災センターに常備しておくこと。

6-5 屋内消火栓設備

記載事項

- 1 屋内消火栓設備の種類を記載する。
- 2 消火栓箱及び消火ポンプの設置場所、吐出量及び水源等を記載する。
- 3 系統図及び設備図を記載する。

協議事項

- 1 火災発生時に消防隊が到着するまでの間、建物の関係者が初期消火活動に効果的に使用できるよう、易操作性第1号消火栓、広範囲型2号消火栓、2号消火栓等の有効な消火栓を設置する。
- 2 加圧送水装置の設置場所は、点検に支障がない広さを有し、かつ、火災等の災害による被害を受けない場所に設置する。なお、地下に設置する場合は、階段を設ける。
- 3 消火栓箱は、出入口及び階段の直近等の使用しやすい場所に設置する。
- 4 共同住宅において、特定共同住宅省令を適用したことにより、屋内消火栓の設置の必要がない場合にあっても、60mを超える建築物については、設置に努めること。
- 5 配管充水用の補助用高架水槽等の材質は、鋼板製等とすること（6-6、6-7、6-8も同様とする。）。

6-6 スプリンクラー設備（共同住宅用スプリンクラー設備）

記載事項

- 1 スプリンクラー設備の種類を記載する。
- 2 スプリンクラー設備の設置場所(階)、ポンプの場所、吐出量及び水源等を記載する。
- 3 系統図、設備図を記載する。
- 4 スプリンクラーヘッドを設置する部分はハッチング等により表示する。

協議事項

- 1 火災は初期の段階で消火できるかどうかにより、災害規模は大きく異なる。このため、スプリンクラー設備を設置することは、防災計画上有効な手段である。従って、消防法施行規

則第13条(第3項を除く)は適用せず、弁類等の監視付スプリンクラー設備を設置するよう計画する。なお、共同住宅用スプリンクラー設備は、弁類等の監視付と同様とみなす。

- 2 11階以上又は31mを超える階にスプリンクラー設備を設置する場合は、火災予防条例50条の10の2の規定により、全階にスプリンクラーヘッドを設置する。ただし、高さ100mを超える建築物については、周囲が消防活動上有効な道路又はその保有する空地に面しているものについても全ての階に設置すること。(特定共同住宅省令を適用した共同住宅にあっても同様。)
- 3 放火の恐れのある部分(便所等)については、法令で設置を要しない部分とされていても設置を検討する。
- 4 連結散水設備が義務づけられる場合は、スプリンクラー設備により代替えるよう計画する。

6-7 水噴霧消火設備等

記載事項

- 1 設備の種類を記載する。(ガス系消火設備にあつてはガスの種類も記載する。)
- 2 設備の設置場所(階)、ボンベ及びポンプの設置場所及び水源等を記載する。
- 3 系統図及び設備図を記載する。
- 4 ガス系消火設備の排出方法・場所等を記載する。
また、評価が必要な場合は、評価を受ける旨を記載する。
- 5 移動式粉末消火設備の設置場所及び開放計算を記載する。

協議事項

- 1 不活性ガス消火設備は、二酸化炭素を放射するもの以外のものを設置する。また、タワーパーキングで高層のものについては、空気比重の大きい種類のガスを控え、設置する際には放出したガスが漏洩等することがないように外壁の密度等に十分配慮すること。
- 2 消火剤を放出することにより人命危険の発生が予測されるもの(ハロゲン化物消火設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備等)については、いたずら防止対策を講じる。
- 3 ガス系消火設備の排気は原則として、専用の排出装置とする。なお、排出場所は排出したガスが滞留せず、安全な場所に排出口を設ける。
- 4 上記1～3の設備等を設置した部分は、2方向避難を確保する。
- 5 ボンベ庫には扉を設置し、点検に便利で容易に入れる構造(2階に設ける場合は階段を設置すること)とすること。

6-8 連結送水管

記載事項

- 1 送水口及び放水口の設置場所を記載する。(放水口の口径及び放水用具についても同様。)
- 2 系統図、設備図を記載する。
- 3 水力計算書を添付する。また、ブースターポンプがある場合は、設置場所、吐出量等の資料を添付する。

協議事項

- 1 加圧送水装置は所定の圧力が得られない階の直下階に設ける。
- 2 加圧送水装置が故障した時の代替設備を講じる。
- 3 配管は湿式で、できる限り地中埋設を行わず、送水口は壁式とし、耐震処置を講じる。

6-9 その他の設備

記載事項

- 1 その他の消防用設備等(消火器、非常コンセント設備等)の設置場所を記載する。
- 2 連結散水設備の設置場所、送水口の場所又は火災予防規則第30条の2各号による場所及び方法若しくは火災予防規則第30条の2の2各号による場所を記載する。

協議事項

- 1 非常コンセント設備の配線は単相3線式とする。

6-10 屋上緊急離着陸場等

記載事項

- 1 屋上緊急離着陸場等の種類及び離着陸帯(待避場所含む。)の寸法を記載する。
- 2 屋上緊急離着陸場等に設置する設備(着陸区域境界灯等、燃料流出防止施設、脱落防止施設等)を記載する。

協議事項

- 1 建築物の高さが 100mを超える対象物等については、屋上緊急離着陸場等を技術基準に基づき、設置する。その他の建築物については、技術基準による。
- 2 消防用設備等に準じ、事前に協議を行い、届出を使用開始の7日前までに行う。

6-11 防火水槽等

記載事項

- 1 防火水槽又はこれに類する施設(消防用水等)の設置場所及び採水口の設置場所を記載する。
- 2 構造及び水量等を記載する。

協議事項

- 1 震災時の断水に備え、防火水槽等の設置に努め、1基 40t 以上とする。また、プールの新設やプールの大規模改修を伴う建築物を建築する場合は、当該プールを活用した防火水槽等の設置に努める。
- 2 震災時の断水等に備え、防火水槽等の設置は、1基 40t 以上とする。
- 3 水槽本体又は採水口設備は、消防自動車の接近が容易な位置で、連結送水管等の送水口に近接した場所に設置する。
- 4 採水口の配管については耐震措置を講ずる。

7 長周期地震動対策

記載事項

- 1 高さが60m を超える建築物、いわゆる超高層建築物の場合は、以下の長周期地震動対策に係る事項及び内容を記載する。
 - (1) 長周期地震動への構造面での対策について記載する。
 - (2) 玄関、階段室のドアの損傷防止対策について記載し、基準階平面図に設置位置を示す。
 - (3) 家具等の固定・配置対策について記載する。また、対策の実施について建物所有者に周知することについて記載する。
 - (4) その他の対策として、特別な配慮をした場合には、その内容及び災害時における在館者の対応について記載する。

協議事項

- 1 超高層建築物の場合は、長周期地震動への対応として、構造面での対策とともに、下記のような対策を講じる。
 - (1) 玄関、階段室のドアの枠が変形し開閉が困難となることが無いよう、損傷防止対策を行う（耐震型ドアとする、ドアを含む壁に耐震スリットをとるなど）。
 - (2) 家具、空調室外機等の転倒による人身事故が発生しないよう、家具等の固定・配置対策を行う。また、固定・配置対策の実施について建物所有者に周知する。
 - (3) その他の対策として、以下のようなものが考えられる。
 - ①中間階避難設備
 - ②備蓄設備
 - ③全館逐次避難計画等のソフト対策
 - ④緊急地震速報の活用（館内放送設備等） 等

8 管理及び運営

8-1 防災センター（中央管理室）

記載事項

- 1 防災センター(中央管理室)の位置、外部からの進入経路及び防災施設・防災設備の管理運営方法を記載する。
- 2 防災監視盤における各種設備の管理制御機能の一覧表を記載する。
- 3 複数棟の建築物を同時に管理する場合等は、防災設備の監視・制御の関係を記載する。

協議事項

- 1 防災計画書の届出対象建築物（作成要領Ⅰ. 2. 2）のうち、(1)イ及びウ並びに(4)イ及びウに掲げる建築物には、防災センター等を設けること。
- 2 防災センター等の面積は、次の各号のいずれかによる。
 - (1) 消防法施行規則第12条第1項第8号に掲げる建築物にあつては50㎡以上とする。ただし、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該建築物の火災の発生状況が十分把握できる場合は除く。
 - (2) 火災予防条例第50条の4の5の規定に基づく総合操作盤に類する制御盤、操作盤等を設置した建築物（共同住宅は除く）にあつては30㎡以上とする。
- 3 防災センター等には、防災関連設備を一元化して、容易かつ集中的に監視・制御できるよう総合操作盤を設置し、各機器を有効に配置し、平面図等で示す。総合操作盤等は卓式とし、卓上には、放送設備、非常電話及び火災通報装置を設置する。
- 4 防災センターは、準耐火構造の床若しくは壁または常時閉鎖式の特定防火設備で区画し、2方向避難が可能で、一つの出入口は直接外部に出られる構造とする。また、消火活動の拠

点となるため、位置は避難階（その直上階又は直下階となる場合は、安全な他の部分と区画された経路を確保する。）に設けることを原則とするが、津波による浸水が予想される地域については、避難階以外への設置を考慮する。

- 5 同一敷地内に建築物が複数棟ある場合など、主たる棟に防災センターを、その他の各棟にはサブセンターを設け、それぞれ監視ができるようにする。
- 6 告示第1436号（平成12年）の規定は適用せず、自然排煙設備又は機械排煙設備を設ける。
- 7 総合操作盤に備えるべき機能は、平成16年消防庁告示第7号（総合操作盤の基準を定める件）による。
- 8 停電時に室内の照度を確保するため、照明器具には非常電源を附置すること。

8-2 各設備の作動シーケンス

記載事項

各種設備に関して、防災センターにおいて高度の管理制御が行われる場合は、3章及び5章の各設備をまとめて作動シーケンスを一覧表で記載する。

協議事項

- 1 火災場所や、火災の進行状況に応じて的確な判断処理ができるよう、建物の防火特性に基づいて災害対応を十分に解析し、防災関連諸設備を有効に機能させる。
- 2 監視制御の中核部である、コンピュータのシステムダウン対策を考慮する。

8-3 維持管理の形態及び方法

記載事項

- 1 防災面の維持管理の主体及び防火管理組織を、可能な限り具体的に記載する。
 - (1) 消防法上の防火管理計画の概要
 - ① 所有、使用、管理形態
 - ② 消防法第8条及び第8条の2に基づく防火管理者又は統括防火管理者の選任方法（単独選任、複数選任、統括防火管理）及び選任時期
 - ③ 昼間、夜間休日等の防火管理体制
 - (ア) 自衛消防組織体制
 - (イ) 避難施設の維持管理
 - (ウ) 収容人員の適正化に関すること
 - (エ) 防火教育に関すること
 - (オ) 消火、通報及び避難訓練
 - (カ) 火災、地震時の消防活動、通報連絡及び避難誘導
 - ④ 消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織の設置と要員及び消防法第36条に基づく

防災管理者の選任、消防計画の作成届出に関すること。

- ⑤ 火災予防条例第 50 条の 4 の 5 に基づく総合操作盤等の操作・監視について、防災設備技能講習修了者が行うものとする。

(2) 消防法に基づく点検及び報告

- ① 消防法第 8 条の 2 の 2 に基づく防火対象物定期点検報告
- ② 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等点検報告
- ③ 消防法第 36 条に基づく定期的な防災管理点検及び報告
- ④ 評価を受けたシステム又は総合操作盤の点検・報告・整備

(3) 建築基準法第 12 条による定期報告

- ① 建築物 3 年毎
- ② 指定建築設備(具体的な設備項目を明記)、昇降機及び防火設備 毎年

(4) 建築基準法第 8 条による維持保全計画書

協議事項

- 1 防災上配慮した建築物であっても、建築主、管理者、利用者等がその防火管理及び防災目的を十分に理解して維持管理、運営がなされなければならない。そのためには、建築主等が防災計画の趣旨、建築設備の管理方法及び使用方法を周知徹底することが必要である。
- 2 大規模・高層建築物について、地震災害等に対応した防災体制の整備をするため自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画を作成し届け出の必要がある。
- 3 防災設備及び施設は、維持管理を徹底することにより、はじめてその機能を発揮する。従ってその機能を十分発揮するように防火管理体制を計画する。
- 4 分譲マンションや賃貸ビル等のように、入居者が多数になる場合や、専用部分が多い場合などは、入居時のパンフレットや契約書等で、防災上の考えや注意点を周知徹底する。
- 5 法第 12 条の定めに基づき、建築物の所有者又は管理者は、当該建築物を定期的に調査・検査し特定行政庁に報告する。
- 6 法第 8 条の定めに基づき、建築物の所有者又は管理者は、維持保全に関する計画を作成することを明示する。

9 付図及び資料

9-1 付図及び資料

記載事項

- 1 次の図面を記載する。(建築安全条例規則)
 - (1) 付近見取図
ただし、2-2(P.13)の記載図面と併用が可能な場合は、省略することができる。
 - (2) 各階平面図
 - (3) 立面図
 - ① 2面以上 ただし、防災計画の内容に応じ必要な場合は全ての面
 - ② 排煙窓及び排煙口の位置が分かるように明示する。
 - ③ 廊下及び階段の開放性が分かるように明示する。
 - (4) 断面図
 - ① 2面以上 ただし、防災計画の内容に応じ必要な場合は全ての面
 - ② エスカレーター一部分、吹き抜けの部分の防煙タレ壁を明示する。
 - (5) 防災計画の内容を補足するために必要な資料。
- 2 記載方法は、共通事項記載事項(P.11)による。
- 3 敷地外の施設と防災計画に密接な関係がある場合は、当該敷地外の施設についても上記1の図面を記載する。
- 4 消防法施行規則第5条の2(消防法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第12号)の施行日(平成31年10月1日)以降は第5条の3)による「有窓階」「無窓階」の計算根拠を記載する
- 5 特定共同住宅の廊下の開放性の計算根拠を記載する。
- 6 次の資料を資料編として末尾に添付する。
 - (1) 設備関係資料
 - ① 非常用自家発電設備を設置する場合にあっては、商用電源との回路上の切替位置を記載した受変電設備単線結線図等
 - ② 各種設備配管及びダクト等の区画貫通部処理方法の詳細図
※大臣認定品を使用する場合はその旨を、使用する製品が決まっている場合は製品名及び大臣認定番号を記入すること。
※消防法施行令第8条の区画及び特定共同住宅等を設定した場合は、日本消防設備安全センターの評定番号を記入すること
 - ③ エレベーターの各種管制運転フローチャート
※地震管制運転については非常用エレベーターと非常用以外エレベーターについてそれぞれ記載すること。

協議事項

必要に応じて防災計画の内容を補足するために必要な図面及び資料を追加して添付する。

9-2 凡例

記載事項

記載に記号、略号を用いる場合は、下記の事項を明確にする。また、色は標準的な例を示す。

1 区画

(1) 区画の種類

① 防火区画 : 赤色

異種用途区画、面積区画、竪穴区画、令第117条の区画、消防法施行令第8条の区画

② 令第114条の間仕切壁 : 橙色

③ 安全区画 : 黄緑

④ 防煙区画 : 緑

間仕切り壁(実線)、たれ壁(破線)、欄間の有無及び開放寸法等

(2) 区画の仕様

耐火、準耐火、防火、不燃

(3) 区域の色分け

① 自然排煙 : 水色(排煙口、排煙方向の明示)

② 機械排煙 : 黄色

③ 排煙告示 : 赤色

④ 第1次安全区画 : 黄緑色

⑤ 第2次安全区画 : 緑色

2 防火設備

(1) 防火設備の種類 特定防火設備、防火設備、不燃扉、シャッター等

(2) 防火設備の開閉機構 煙感知設備連動閉鎖式、常時閉鎖式、閉鎖機構有無等

(3) 遮煙及び遮炎性能

(4) 大臣認定

(5) 建具の開閉方向

(6) 施錠及び開錠方法

(7) 有効開口幅

(8) 延焼のおそれのある部分

(9) 防火ダンパーの種類

3 階段

種別及び範囲、附室の範囲、屋外階段の開放性、階段から90cm又は2mの範囲の明示

4 進入路 避難経路

(1) 消防隊進入経路 : 赤色

(2) 避難経路 : 青色

5 非常用進入口又は代替進入口

6 避難器具の種類及び仕様 固定及び半固定(収納式)等

7 排煙設備

(1) 令第126条の2及び告示第1436号の区分

(2) 排煙口及び排煙ダクト

(変更の場合)

8 変更部分は、朱書き、囲み、変更前後の併記などにより明確に明示する。

